

同ここではつきり論拠をあげて説明してもらいたい。こういうわけでありませう。

○瀋本府委員 人事院は本年の八月、一万三千五百五十円の給与水準というふうな、現在の俸給表を改正することが適当であるということを勧告いたしたのであります。その人事院の勧告いたしました根拠と申しますものは、これはまず民間のそれと権衡をいかにということ、それから標準生計費を確保することとでございます。国家公務員の給与水準というものが、民間におきまして、一般的に公務と比較し得るような職務の給与というものと同水準を保つということは、これは公務に従事した者がいたしまして、それだけのことが保障されたいというところは当然であるというふうに考へるところでありますし、また一般の納税者の立場から申しまして、それだけの給与が公務員に付しまして支払われるというところは、これは納得の行くところであろう、こういうふうな考へる次第であります。なお一方におきまして、民間の一般の消費事情というものと合つた消費水準というものが、公務員に確保されるということ、これは、また公務員の側から申しまして、また納税者たる一般国民の側から申しまして、当然納得の行くことであらうというふうな考へる次第でございます。以上の二点が根拠になりまして、この勧告というものができ上つております。すなわち通し号俸表というもので二級三号を四千七百円に押える。このことは本年五月現在におきまして一般の消費水準に合致した消費水準を青年单身者十八歳者に保証し

ようというところでございますので、そういう点で確保されておるといふことと、それから通し号俸表で、たとえば七十号、あるいはそれ以下のところでもよろしいのであります。それから、その俸給が該当いたしますような民間における職務の標準的な給与、そういう水準になつておるといふ点を根拠にいたしまして、この通し号俸表というものをつくりまして、これを用ひまして、ただいま申し上げましたように、民間給与とも権衡をはかり、なおかつ標準生計費を確保しておるといふ意味におきまして、人事院の勧告というものは本年五月現在において適当であるというふうに、御説明申し上げた次第であります。

○正示政府委員 小松委員の大蔵省に對する御質問につきましてお答えを申し上げます。憲法に保障された健康で文化的な生活というものを確保することが先か、財政の原則を確保することが先であるかというふうなことが、御質問の御趣旨であります。私どもは、もとより国民全体の問題についての規定でございますから、これを最も尊重することは申すまでもないと思へます。ただ国家公務員につきましては、憲法のもとにさらに特別の法律がございまして、給与に關しましては、ただいま人事院からもお述べのやうに、民間の給与、生計費その他の事情を勘案いたしまして、こういうことに相なつておるのであります。その趣旨はいわゆる民間給与や生活費のほかに、これを支払う國家の財政ということをお考えにきめるといふ

ふうなことはとうていできませんし、法律もまたその点を特にうたつておることと心得るのであります。従いましめて、今回の給与を決定いたします際におきまして、人事院からもお述べのやうに、民間給与、生計費並びに國家の財政事情という総合的な観点において決定をいたすべきものと考えておる次第であります。

○菅野政府委員 先般官房長官が、ただいま議題となつておりますところの法律案の提案理由の御説明を申し上げましたときに、給与の改訂と公務員の給与に關しては、財政全般を総合的に勘案して定むべきであるということをお申上げたことにつきまして質問があつたのであります。ただいま大蔵省からも御答弁申し上げましたやうに、公務員の給与を考へますと、人事院の勧告がありまして、なおこれをもちつても十分ではないという議論も立つたかもしれせん。また公務員自体の状況が、今日決して楽な生活をしておるということとは言えないのでございまして、しかしその財源になるものは、何といつてもこの八千万國民の税でございます。従いまして、こういう場合には、ただだけの税を國民からとるべきであるか、その税をいかに使ふべきであるかというふうな総合的な見地に立つてきめなければならぬといふことを申し上げるつもりで、先般あのようなことを申し上げたのではなかつたかと私は考へます。従いまして人事院勧告に對して、今回は約一割程度の低い給与になつておりますが、それは決して公務員の生活が楽であるから、これを下げたということではな

の値上げが妥當であらう、こういう判断できめたような次第であります。

○小松委員 大蔵省に質問しますが、憲法を尊重するということとは、同時に憲法に保障された國民の生活を保障するということだと思ふのです。それを尊重することは、現在の國家公務員の生活を保障するということと軌を一にする問題であると思ふが、その点について、あなたたちの方は尊重するといふことを、一体どの程度に尊重しようと考えておるのか。それと同時にその尊重する度合いにおいて、先ほども一割か二割とかいふことを言われた。その一割、二割という勘案する数の出し方は、一体どういふところから八割だけを尊重するといふことが、それとも全部を尊重するといふ意味なのか、その辺をはつきりしてもらいたい。

○正示政府委員 お答えいたします。先ほど申し上げましたやうに民間の給与、生計費、國家財政の状況、その他総合的に勘案いたすべきでございまして、われわれといひましては、それらの條件の総合的な判断で、最も妥當なところを持つて行く、こういうことであらうと思ふのであります。もとより憲法の条章につきましては、これは、われわれとしては、全幅的にこれを尊重すべきであると思へるのであります。ただ、ただいまも内閣の方からのお答えがございましたが、憲法にいうところの國民と申しますのは、その範圍は國家公務員を含めた全國民なのであります。この全國民の健康で文化的な生活といふことになりまして、最も広く影響しますのは税金の問題であります。従いまして税を安くするとい

うことも、これは國民全般のために一番大切なことでございます。そういう見地をわれわれとしては十分に全幅的に考へまして、しかも國家公務員の給与につきましては、できる限りの引上げを行う、こういう判断から今回のやうな決定を見たやうな次第でございます。

○小松委員 人事院の勧告案は、公務員、いわゆる給与をもらつてゐる側からいへばなお不満だ、こういううちまたの輿論なり、あるいは要求なりがあるわけでありませう。その人事院の勧告案すら下まつて政府は提案してゐる。そこで人事院も憲法の、健康で文化的な生活を保障し、あるいはそれを尊重するといふ建前でおる。大蔵省もそういう条項については尊重する。ところが数字においては開きがある。この辺のところはつきりつかぬ。一体尊重するといふことは水準があるのかないのか。その水準は大蔵省において人事院の勧告を下まつたものか、現在の憲法を尊重するといふ建前においての水準なのかどうか。その辺をはつきりお答え願ひたい。

○菅野政府委員 それでは私の方から御答弁申し上げます。人事院の勧告は、國家公務員法によりまして、公務員の給与は五%以上の変更を要すべきときには勧告をするということになつておるのでございませうが、人事院といへども、もちろん憲法の条章につきましては、全幅的に尊重をしなければならぬといふことはお説の通りでございます。けれども、ただ大蔵省と違ひますことは、人事院は決して國家財政全般についての考慮を執つて勧告するものではないと思へせん。この点は國家公務員法

をござらんになればつきりいたしておるものであります、国家財政のことを考へてやるのはむしろいけないのでありまして、純粋に客観的に公務員の給与はかくあるべきものであるという、ゾレンの数字を示すのであります。ただ大蔵省の方はそれに対して、実際において総合的に考へて、幾ら／＼にすべきであるかというふうを考慮する点が多少違ふように、私どもは考へておる次第であります。

○小松委員 それでは人事院のその観点と政府の、いわゆる大蔵省の観点とは違ふ、どうおつしやられるのですか、ところが憲法を尊重してこれを真に国政の上に生かすという趣旨においては同じだと思ふ。そういう観点について、それを尊重するところの水準を持つておるか持つていないのか。提案のこれが水準だと考へるか。それが同時に憲法を尊重した建前であるかどうか。

○正示政府委員 この点につきまして前回本委員会におきまして申し上げたのであります。大蔵省の考へをもう一度申し上げたい。先ほど人事院の給与局長さんから人事院のお考へについておはる伺つたのであります。これに對して大蔵省におきまして、やはりあと限りの判定の資料を集めまして調査をいたしたのであります。従来の公務員の給与ベースにつきまして、先ほど申し上げましたように民間給与、生計費というふうなものが、その重要な基準になつておりますことは、これは申し上げるまでもございせん。そこで昨年十月に現在の水準ができました以後の民間給与、これを毎月勤労統計、毎勤と申しておりますが、その数字によつて一応把握しておるわけでありまして、この数字はすでに御承知の通り大体一割八分見当ということになつておるのであります。それから従来やはり公務員の給与のベースの決定に非常に重要視されまして、このCPI、消費者物価指数といつておりますが、これはきつめて微塵しておるだけでありまして、一・何パーセント程度でございまして、すなわち大体におきまして消費者物価指数は横ばいということになつておることは御承知の通りでございまして、そこでさきに今回はCPI、すなわちいわば家計支出とでも申しましうか、家計の突進を示すところの指数もあわせて考へいたし、さらにまた戦前との水準等もあわせて考へたのであります。それから判断がやはり大体一割八分見当というところに来るのであります。たまた／＼御承知のように米の値段を改訂するということもございまして、またこれもベース・アップがその重要な理由でございまして、鉄道運賃の引上げということもございまして、さらにまたガスの値上げ、地代、家賃の値上げというふうなこともございまして、それらのこともあわせて織り込んで、一方におきましては、先ほど来たび／＼申し上げました税金の引下げということを考慮に入れまして、それらをも計数的にはじました結果、一割八分にそれらのものを織り込んで、差引きまして二割という線が妥当と考へまして、今回のような結論を出す一つの資料にいたしたいわけでありまして、しかしその基本に財政全般の問題を考へたし、国民全体の負担の適正化ということを考へたことは、

よりでございます。なお先ほど述べた給与局長から標準生計費につきましての御説明がございましたが、この点につきましては、人事院においてお考へた二級三級という号俸につきまして、大蔵省におきまして、内閣と御相談の上、先ほど申し上げたような米、地代、家賃、運賃その他の値上げ等を考へいたしまして、人事院の御報告になりました四千七百円を百円上げて四千八百円ということにいたしておることも申し添へたいと思つております。

○小松委員 それでは大蔵省と人事院の扱つた、いわゆる基本的な統計資料というものは同じであつたかどうか。CPSというものを今言われましたが、CPSも同時に含めて統計資料が同じであつたかどうか。

それからもう一つは、一体大蔵省の資料で、人事院の資料なりあるいは結論なりのどこが不満なのか。その点を大蔵省として言つてもらいたい。同時に人事院にお願いする御質問は、人事院の報告は正しい、どうおつしやつたが、大蔵省の提示するところの一割八分あるいは二割の根拠について、誤つておると考へる点を、人事院は率直に言つていただきたい。○浅井政府委員 人事院といつたしましても、また内閣、大蔵省といつたしましても、これひとしく政府側のものではないに批判し非難するといふことは、私どもの立場からはできかねるようになつております。ただ人事院といつたしましても、人事院の報告が正しいものである、かように考へておるからこそ報告をいたしたような次第でございまして、この点はどうぞ御了承願ひたいと思ひます。

○小松委員 浅井総裁はさうなことをおつしやるが、われ／＼議員として国民を代表しておれば、同じ政府機関に二様の考へがあることに不可解としぎさを持つわけでありまして。だからこそ人事院が正しいのか、大蔵省が正しいのか、この席ではつきり言つていただきたい。統計数字が同じであるなら同じで、どこが間違つたからさういふ結論が出たのか。こういう数字をとつたからさうなるといふことを言つていただかなければ、われ／＼としては公正なる判断ができない。浅井総裁のさうした気持はよくわかります。しかし政府機関から数字が二様に出て来たのですから、われ／＼としては両方の言ひ分を聞かしていただきたいので、特に質問してゐるわけです。

○吉野政府委員 後ほど人事院なり、大蔵省からその方面のお答えをいたすかもしれませんが、その前に内閣としていただいた御質疑に對して一言お答え申し上げます。

ただいまの御質疑は、あるいはお考へ違いがあるのではないかと思ひますが、人事院は別個の統計資料でもつて勧告をし、大蔵省はそれが不服であるから、また別の資料をもつてつくつたというふうにお考へかとも思われるような節があつたのであります。さういふことは絶対にございせん。両方とも一般に公表されました有権的な統計によつておることは当然でありまして、ただししかしながら人事院は、先ほど申しました通り、国家財政を総合的に勘案して公務員の給与をきめるべき公務員の給与はどれだけになるかといふことをきめるのでございまして、

しかもそれは国家公務員法にはつきりうたつてありますように、公務員の生計費と、それから民間給与とを勘案いたしてきめるのでございまして。従いまして、人事院の方から御説明がありましたように、まず理論生計費というものをきめまして、あとは民間の同じような種類の仕事をやつてゐる者が、どういふ給与を今受けておるかといふことを統計でとりまして、その民間給与に合せておるのが人事院の勧告であります。つまり民間の給与と同じものをやるというところは、税金を払う国民も文句も言わないであらう、少くともそのくらいまでは出していいだらうという考へであります。これに對しまして大蔵省の方は、実際に公務員の給与は安いかもしれないけれども、とにかく物価が値上りをしますれば、それをカバーしなければならぬ。それから民間の方も同じまでは行かなくても、少くとも民間給与に近づけて行きたい。こういう考へ方から、財政全般を見て、財源の方も勘案してきめるのでありまして、要するにこれは、人事院のかくあるべき給与の数字に對して、いろ／＼な点を考へて具体的の実施案をきめる考へ方でありまして。従いまして、その根拠になる数字の点について、少しも別の種類のものを使つてゐるわけではないのでありまして、また先ほど浅井総裁から、政府部内であるからよそのことは云々といふことを申し上げましたけれども、これは実施案としてこゝへ出したものについて云々するといふことはいかかという意味でございまして、人事院の勧告と違ふところは、はつきりしてゐるのでございまして、その点については人事院は

おそらく大なる不満をお持ちであるということは想像できる次第でございます。以上、内閣が第三者的立場に立ちましたから一言申し上げます。

○小松委員 それでは内閣当局者にお聞きしますが、国家公務員の水準はそういう点において勘案する、国民全般にわたって一つの振合いとか税金の問題もある、こうおつしやれたのですが、それでは憲法の保障する、あの健康で文化的な生活という、公務員であるが、農村の者であるが、村の漁夫であるが、国民一人々々が当然保障されておるところの生活の水準は、一休どの程度をお考えになつておられるのか。その水準と現在数字に出しておるところの国家公務員の給料袋という水準とはマッチしているのか、していないのか、かけ離れておられるのか、その辺をはつきり聞かせていただきたい。

○菅野政府委員 御質問のようようなことが出て参りますと、もうあとは見解の相違になります。政府は、国民全般の現在の生活程度から比へまして、今回の給与の引上げを公務員にやることによつて、その間に不公平とか、あるいは特に公務員が国民全般の生活程度に比べて低いというようなことは無いという確信を持つております。民間給与と同じにするとすることは、人事院の従来からとつて来た立場でございますが、これは一つの考え方でありまして、理論的にはまことに正しいものと私は思います。民間の平均給与と同じだけの給与を公務員にやるということは、これはだれしも考えることでございまして、これを負担する国民の方からいっても当然であり、先ずするが、ただしかしながら、これはもちろ

ん産業労働者全般のことでございます。農村の点も考えなければならぬ。中小企業の従業員も考えなければならぬ。ことに最近のごとき経済情勢におきましては、国家という背景を持つた非常に確実なる使用者に使われたいは、これは同じ給与を受ける者にいたしましては非常な羨望の的になつております。また民間給与にはないところの恩給というやうなものもございまして、従いまして、必ずしも民間給与と同じ額をやらなければ、国家公務員の給与は非常に圧迫されておると考えるのはいかかかと存ぜられるのでございまして、広く農民あるいは中小企業者というやうな人たちの生活程度から見まして、今回の公務員の給与は決して国民全体の生活程度から下まつておるやうなものではないということとを信念といたしておる次第であります。

○小松委員 たゞ／＼の質問で恐縮でございますが、しからば内閣にひとつお尋ねしたい。健康で文化的な生活というものを、内閣として、あるいはあなた個人でもかまいませんが、一体どういう程度に考えているのか。さらに人事院と大蔵省の扱つたデータは同じであるという観点では被選されましたが、それならば一割八分あるいは二割という数字の下まわりが出るということとは、とり方によつてはおかしくも感ずるし、その辺のところは、下まわつたものを示して出そうとしたのか、偶然に出たのか。それとも一つは、大蔵省としては財政が先か、国民の生活が先か。同時に憲法を尊重することが優先するの、財政の切り盛りが先か、

そのどちらを選ぶのが正しいのかというのを御説明願いたい。

○菅野政府委員 憲法に定められておられますところの、国民は健康にして文化的な生活を保障せられるというものは、やや私見にわたるかもしれないが、これは政府に対する訓令というやうな意味ばかりではないと私は思います。国民全般がそういう考えをもつて、この平和な文化的な国家を立てて行こうという趣旨であると私は考えております。従つて政府が国民全般の生活を全部保障するといふやうな具体的な意味にはならないと思ひます。もちろん政府といたしましては、消極的にも、積極的に国民の健康な文化的な生活を営むことについて、その目標に對しては、有効適切な施策をしなければなりません。政府だけがあの条項によつて全責任を負つて、国民の一人々々の生活を完全に保障しなければならぬという結論には相ならないと考える次第であります。

また健康にして文化的な生活というのは、必ずしも一定の基準があるわけではないのでございまして、ただいまの生活がかりにそうであつても、これから数年の後はそうならない場合もありましようし、時代々々あるいは国力等に総合的に考えてきめられるべきものである、かように考える次第であります。

○正示政府委員 ただいまの重ねての御質問につきましては、先ほど申し上げた通りでございます。憲法の条章をわれ／＼は最も大切な規定と考えておることは申し上げるまでもございせん。今回いろいろ／＼と人事院の勧告につきましても真剣にこれを検討いたし、さらに先ほど来申し上げたやうな資料につきましても検討いたしまして、現下の財政事情というのを総合勘案いたしました結果、今回のやうな結論が出たのであります。これは何も故意に大蔵省がでつち上げたものでないことは、もとより申し上げるまでもないのであります。

○小松委員 ただいま私見であるとおつしやられたのでありますが、これは私見にしては相当大きなことを言われた内閣関係者であると解したのですが、健康で文化的な生活は国民個人個人が責任があつて、政府には責任はない、その一部しか負担し得ない、かやうなことをおつしやつたのですが、国民としてはやはり政府に全責任があるとしか考えられない。一体われ／＼の生活なり、あるいは健康にして文化的な生活を支持し、保障してくれるのは、やはりわれ／＼が選んだ政府であると、私はかように考える。この点についての御見解を承りたい。

一応その問題については終りました、あとは小さい問題で、これは提案者でありますから内閣に質問したいと思ひますが、あるいは人事院でしよつておりますが、勤勉手当は一体何を基準として定めるのか、どういう基準で定めるのかをお伺いしたい。能率給と違ふのか、同じか、この点を御質問いたします。

○菅野政府委員 先ほどのお答えがあるいは私の言葉が足りないために、誤解を招いたかもしれないが、私は政府は責任がないといふことは申し上げようとは思ひません。たゞ、政府だけが全責任を負つて、たとえば

一人の人でも健康で文化的でない生活と營んでおれば、これは政府の責任であるといふやうにも考えられない。これは憲法は国民全般が守るべきことをきめたのであるといふやうに申し上げたのであります。政府が責任がないといふことは、毛頭考えておりません。でありますから積極的に消極的にあらゆる施策を講じて、国民が健康にして文化的な生活を営めるやうに、またその手助けになるやうに努力をしなければならぬのであります。その点は小松先生おつしやる通りでございます。その点もし誤解がございましたら訂正をいたしておきます。

○澤井政府委員 勤勉手当は人事院の勧告に基づくものでございまして、一応人事院側から意見を述べさせていただきますかと思ひます。

○澤本政府委員 勤勉手当は、この人事院の意見の申出というものの第十九条の五に書いてございまして、十二月十五日に在職する職員に、その者の支給日以前十二月以内の在職期間における勤務成績に応じてその日に支給する。といふことになつております。この勤勉手当の支給につきましては、われわれの方の意見の申出におきましては、「人事院の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする」といふことになつてゐる。従いまして人事院といたしましては、この勤勉手当の支給の基準といふものにつきまして何らかの、たとえば人事院指令という形になりますか、あるいは人事院の事務局長通牒というくらいになりますか、各省に對しましてこの支給の基準といふものを指示するといふことに相なる

うかというふうを考える。第一項の方
におきまして「勤務成績に於いてその
日に支給する」ということになつてお
ります。しかしながらこの期末年末手
当が平均半月分、またこの勤勉手当の
原資となり得る額も、おおよね半箇
月分という程度の額でございます。現
在のような状況におきましては、この
成績の差等をあまりにつけるといふこ
とはいかなるものであらうかというふ
うに考えまして、この点につきまして
具体的な基準をいかにするか、またそ
の基準というものを相当拘束力のある
ものにするかどうかという点に
つきまして、われ／＼懸命に細部の
検討を現在いたしております。しかし
ながら大方針はいたしましてはおおむ
ねあまり差等をつけない、ただ勤務期
間の十二箇月未満というふうなものに
つきましては勤務期間が短いのでござ
いますから、そういう点は反映しても
よろしいのではなからうかというふう
に考えております。また休職者という
ようなものがありますならば、これは
は年末手当の方におきましても別個の
基準ができておまして、そうしてそ
ういふことによりまして差等を付すとい
うことになつておりますので、この
程度のことはいいのであらうというふ
うに考えております。また勤務成績を
全然つけ得ないというの、いかなる
ものであらうかと思ひますので、若
干の勤務成績を加味するということも
なし得るような方途を開いてもいいの
ではなからうか、いろいろ検討いたし
ておりますが、おおよね今回は勤務
期間ということを主要な一つの要素に
いたしまして、そうして勤勉手当の支
給がされるように、各省庁側に連絡を

いたすという所存でいる次第でありま
す。

○小松委員 先ほど質問したがお答え
がなかつたが、能率給と考へてゐるの
かそうでないのか。私はなぜそういう
質問をするかという、この勤勉手当
の基礎になるものについて、科学性は
ないのじやないか、いわゆる超過勤務
なら超過勤務という時間的計数の上に
立つた一つのものがある、あるいは勤
務の月数だつたら、その月数の指数が
出て来る。ところが単なる努力とかい
う抽象語で表わされる勤勉ということ
になれば、ややもすると隷屬給になり
かねない。今まで過去においてもボー
ナスや賞与ということが、わずかに十
円か三十円の賞与が二円、三円の区切
り区切りのために、どれほど公務員の
心証を害し、勤勉意欲をそいで来たか
ということを考えた場合には、いわゆ
る生存競争をさせようとするのか、そ
れが同時に課長やその主管者であるこ
ろの者に隷屬させるところの隷屬給
手になるおそれがある。欠勤十日した
から十日分だけ差をつけるというはつ
きりした指数の上に立つた、科学的論
証の上に立つた差であるならば、それ
は納得するけれども、漠然とした科学
的の性格がなくて差別をつけられるこ
とは、やがては部長、課長あるいは上
級の者に隷屬するといふことが、日本
の官僚あるいは公務員の中にはありが
ちなんである。それでなくても榮転、
榮職を求めて上級者に隷屬し、屈從し
てゐる。現在においても、ある官庁の
次官が大臣に正規の労組の団体交渉を
会わせようとしな。それはうかつかり
大臣のごきげんを損じたら私は首が飛
んじやう、こういうことをぬけ、次

官が言つておるといふこと、正しいこ
とを正しいと言ひ得ないといふこと
は、その者に対して隷屬してゐる。と
ころがこの勤勉手当がややもすれば変
貌してさうなものになつて、いわゆ
る隷屬給になるおそれがある。だか
ら過去においてはこういうものが廃止
されておつた。ところが人事院として
は再びこういう能率給ともわからぬ
し、何ともわからぬような勤勉手当と
いう、まことに抽象的な手当を出して
来たところに、私はむしろ逆コースの
疑いを持つ。また隷屬給を再び復活
しようという意欲の現われであると思
へてゐる。これについて人事院として
は一体どのような考え方で勤勉手当と
いうものを考へて出したのか、今おつ
しやられるところでは科学的な論証の
ある――三箇月勤めた者、六箇月勤め
た者というように、その月数の勤勉に
よつてこう／＼だ、あるいは欠勤日数
とか、こういう点を言われてゐるが、
それならば科学的な数字がとれると思
う。ところがあとでそれより別個に云
云といふことがあつたが、これは私は
まことに危険なことだと思ふ。その点
について、これは總裁にお尋ねしたい
のですが、勤勉手当は一体どういふ考
え方で出したか。

○淺井政府委員 お言葉一席ごもつと
もに存じますけれども、勤務成績に
じてやるものが隷屬主義であると仰せ
られるのでありますけれども、この勤
務成績に依つて物事をやることは、一
方においては正しい意味の勤勞意欲を
も助長させることにも相なるように思
つてゐるのでありますから、この点は
考へるの相違かと思つております。ただ
問題は勤務成績に依つるといふ基礎を

合理的に判断し得るかどうかというこ
とによつて、その隷屬的というふうな
御懸念はないように思つております。
そこで決してこれは逆コースではない
のであつて、人事院といひましたし
は、将来勤務評定制度といひ、われ
われの考へとしてははなはだ合理的な
ものをもつて、この勤務成績をはかる
制度をすでに実施をいたしてゐる、但
しこの実施という意味は、この十二月
に間に合うように、全官庁が実施して
ゐるという意味ではございません。そ
れを用意してゐる道程にあるものもあ
り、またすでに実施してゐるものもあ
るやうに思つておりますが、全般的
に今回の十二月の勤勉手当支給に
は、これによつてやり得るやうにはな
つていないやうに思つております。そ
こでこの差迫つた十二月につきまして
は、それよりもむしろたただいま仰せ
のような欠勤が幾らあつたか、そうい
うふうなことを主にしてやりたいと思
つております。これらはいわゆる隷屬
云々のことではないやうに考へておりま
す。それからもう一つは、将来といえ
ども勤務評定制度を行わないところも
ございします。それは大学であります
か、その他学校教育公務員、これには
普通の官庁のような勤務評定制度は、
その仕事の性質上行ないないのであり
ますから、こちらについては別個にまた
考へなければならぬが、この十二月
におきましては、大体のところ小松さ
んの仰せられたやうなことにやりた
い。しかし勤務評定制を現に実施して
おるところもございしますから、そうい
う点ではこれを加味してもいいんじや
ないか、こういうふうに考へておりま
す。

○小松委員 淺井總裁の意見では考
へておることはわかりましたが、ここ
でひとつ法案をくつてみますと、給与
は、月額俸給とそれに勤務地手当を
プラスしたものに對して、ある課長な
り、あるいは主管者がエックスをかけ
てそれで出す。しかし財源においては
俸給と扶養家族と地域給とを、百
分の五十をとつてゐる。この点につ
いて御質問したいのですが、財源をそ
ういふ扶養家族までとつて、それでや
るときは扶養家族だけかけ算のときは
とるというところは、どういふ観点をも
つておるか。

○淺井政府委員 今の御質問でござ
いまするが、勤勉手当の原資と申しま
するが、それを考へます際には、仰せ
のやうに俸給、扶養手当、勤務地手
当、これを基礎にいたしておるのであ
ります。ただ支給配分といふ点になつ
て参りますならば、あるいは俸給扶養
手当、勤務地手当を入れましたところ
の平均〇・五といふやうな数字にな
りましようとも、それが支給の場合に
は、あるいは平均〇・五五といふくら
いな数字にならうかというふうに考
へております。

○小松委員 そのところが〇・五五に
なつたり、〇・五六になつたりする
ところに、私は先ほど言つた差がいろ
いろ出て来るんじやないかといふこと
をおそれてゐるわけでありまして。そ
ういふところが科学的に、いわゆる能率
を合法的に出したやうな結果であれば
いいが、それが主管課長といひますか、
主管者が手盛りでやられる幅が、そこ
に見てあるんじやないかと考へられま
すが、その点はそうではないか、この
点をちよつとつけ加えて質問をいたし
ます。

○小松委員 淺井總裁の意見では考
へておることはわかりましたが、ここ
でひとつ法案をくつてみますと、給与
は、月額俸給とそれに勤務地手当を
プラスしたものに對して、ある課長な
り、あるいは主管者がエックスをかけ
てそれで出す。しかし財源においては
俸給と扶養家族と地域給とを、百
分の五十をとつてゐる。この点につ
いて御質問したいのですが、財源をそ
ういふ扶養家族までとつて、それでや
るときは扶養家族だけかけ算のときは
とるというところは、どういふ観点をも
つておるか。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時三十九分散会

○瀧本府委員　そういうふうな見方もあろうかと思うのでありますが、しかしこれは各省各庁に大幅に、人事院といたしましては委任することになるでありまして、各省各庁でやりになるであります。しかし見通しといたしましては、おむね勤務期間というような点を差別いたしまするならば、そこに大体において平均的に支給されるということになろうというふうに思うのであります。ただその際に扶養手当まで入れたものを基礎にしてやるかどうかということが、問題にされるわけでありまうけれども、扶養家族は人によつて違ふ場合もございますので、まず俸給と勤務地手当ということになりまうれば、これの方がむしろ勤勉手当の支給の場合に基準としてとるのは、ぐあいがいいことになろうかというふうに思うのであります。ただそのようになつて参りますと、扶養家族の多い者が若干損をするというふうなことになるかと思ひますけれども、こういう手当はやはり扶養家族の多寡ということを問題にするよりも、やはり俸給と勤務地手当ということを基準として考えました方が、より一般の納得を得るのではなからうかというふうにご考へておる次第であります。

○小松委員　継続質問がいろいろありますし、また別な質問を持つておりますけれども、ただいま委員長からの本会議が始まるという申出によりまして、一応私の質問を中断いたしたいと思います。

○有田委員長　本日はこの程度にとどめ、次会は公報をもつてお知らせいたします。

昭和二十七年十二月九日印刷

昭和二十七年十二月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局